星野学園　いじめ防止基本方針

＜目次＞

第１章　いじめ防止に関する本校の基本的な考え方　――――――――――――――　2
１、いじめの定義
２、基本理念
３、年間計画
４、相談体制

第２章　いじめ防止のための組織について――――――――――――――――――――　3
１、組織の名称
２、役割
３、構成員および構成図

第３章　いじめの未然防止のために行うこと――――――――――――――――――　5
１、基本的な考え方
２、いじめ防止のための具体的な措置

第４章　いじめを見逃さない・見過ごさないために行うこと――――――――――　5
１、基本的な考え方
２、具体的な措置

第５章　いじめの発見・通報を受けたときの対応――――――――――――――――　6
１、基本的な考え方
２、発見・通報を受けた後の流れ
３、いじめられている児童生徒とその保護者への働きかけ
４、いじめている児童生徒とその保護者への働きかけ
５、いじめが起きた集団、周囲の集団への働きかけ
６、その他の保護者への対応
７、ネット上のいじめに対して

星野学園小学校・星野学園中学校・星野高等学校
星野学園小学校 PTA・星野学園中学校保護者と教師の会・星野高校父母と教師の会

第１章　いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

１、いじめの定義

■いじめとは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命または、身体に重大な危険を生じさるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする。いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識とする。

２、基本理念

■星野学園では、毎日の学級活動や授業、行事や部活動など児童生徒が関わるすべての活動を通して、他者を思いやること、一人一人の命がかけがえのないこと、そのことが社会の中で人として生きていく上で大切であることを教えます。そして、それぞれがそれぞれの個性を尊重することを学びながら、全員で前進します。

■すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に生き生きと取り組めるために、児童生徒、教職員、保護者、地域ほか児童生徒に関わるすべての者が「いじめを行わず」、「いじめを見て見ぬふりをせず」、「いじめが児童生徒の心と体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する」ことを目標にして信念を持って取り組みます。

■いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものです。それが、からかいやひやかしなど軽微なものであってもいじめです。それが不登校を引き起こせばいじめです。その認識のもと、児童生徒ほか児童生徒に関わるすべての者がいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを見つけたら、関係機関と協力して早期の解決を図り、被害に遭った児童生徒に寄り添います。

■学校生活においては、修学旅行をはじめとする多くの行事、クラブ活動、クラスでの活動などを通して、集団の中での自分の在り方について考える機会を多く持つことが大切です。何か問題が起きたときに自ら解決でき、他者と協同できる児童生徒を育てるためにも、知育偏重に陥ることなく、すべての教育活動を大切にして、バランスのとれた全人教育を目指します。

■児童生徒を心身ともに健康に育てるためには、児童生徒と教職員そして保護者と学校との信頼関係の構築が必要です。教職員は児童生徒や保護者と温かい信頼関係を築き、保護者は星野学園の教育方針を理解し協力します。

３、年間計画

	全体	小学校	中学校	高等学校
1学期	学級づくり 日常の見守り 体育祭での見守り 教員研修・新任研修 ネットパトロール いじめ対策組織会議(7月) 学校生活アンケート 面談 相談室	道徳 防犯・非行防止教室 携帯電話教室 児童集会(異学年交流) 宿泊学習（1.2.3.6年) ネットパトロール（通年) 学校生活相談室(通年)	道徳（全学年) 防犯・性犯罪防止教室（新入生SNS/痴漢等) 保護者対象　ﾈｯﾄﾄﾗﾌﾞﾙ講演会(全学年) 生徒対象　ﾈｯﾄﾄﾗﾌﾞﾙ講演会（生徒対象　全学年) 薬物乱用防止教室（全学年) 心理ｶｳﾝｾﾗｰ協会 i-チェック実施 二者・三者面談 社会科見学(1年) 社会科見学(2年) 野外芸術実習（1年) 性教育（1年・3年)	新入生対象　防犯・性犯罪防止教室（SNS/痴漢等) 1学年生徒・保護者対象 ﾈｯﾄﾄﾗﾌﾞﾙ講演会 薬物乱用防止教室（１学年) 学校生活アンケート 二者面談(全学年) 三者面談(3年) 人権アンケｰﾄ実施 ネットパトロール 痴漢防止啓発運動参加 性教育（1年・3年) ネットパトロール

			ネットパトロール 学校生活相談室	学校生活相談室
2 学 期	日常の見守り 星華祭での見守り 教員研修・新任研修 ネットパトロール いじめ対策組織会議(12 月) 学校生活アンケート 面談	道徳 宿泊学習（4 年） 修学旅行（5 年） 二者・三者面談 児童集会(異学年交流) 誕生学（命の大切さ）	道徳 星華祭 修学旅行（3 年） 二者面談 学校生活アンケート 性教育　命の教育　（2 年） ネットパトロール 学校生活相談室	星華祭 学校生活アンケート 人権ｱﾝｹｰﾄ実施 二者面談 宿泊学習（1 年） 修学旅行（2 年） ネットパトロール 学校生活相談室
3 学 期	日常の見守り いじめ対策組織会議(3 月) 学校生活アンケート 面談	道徳 宿泊学習（全学年） 児童集会(異学年交流)	道徳 体育（スキー）実習（全学年） 二者面談 学校生活アンケート ネットパトロール 学校生活相談室	二者面談（１・２学年） 学校生活アンケート ネットパトロール 学校生活相談室

４、相談体制

（1）面談　（担任、副担任、クラブ顧問等）
（2）保健室　（養護教諭・相談員・公認臨床心理カウンセラーほか）
（3）電話による相談窓口　（学園内 049-222-4488「いじめ防止対策委員会」が対応）
（4）保護者会と連携した外部組織　東京ファミリー相談室（03-3971-8553）
（5）その他

第２章　いじめ防止のための組織について

１、組織の名称

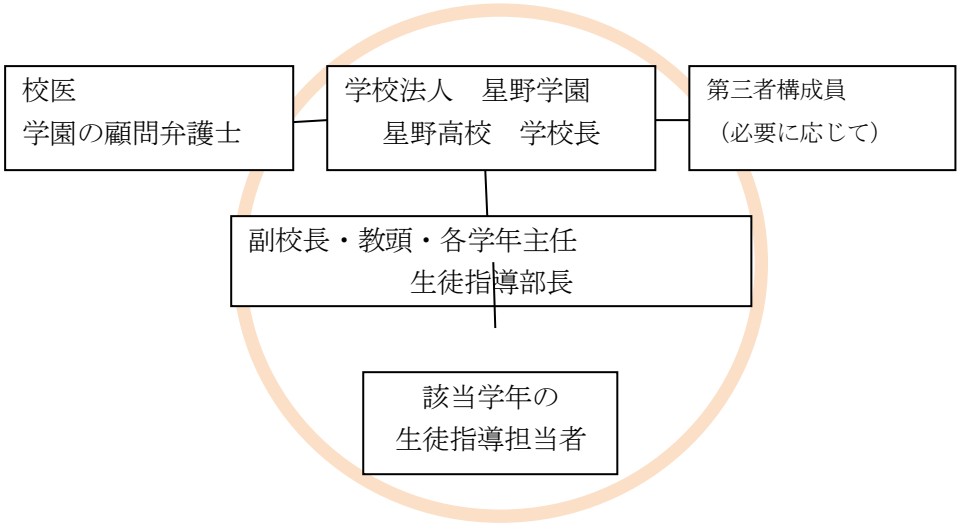
■　「いじめ防止対策委員会」とする。

２、役割

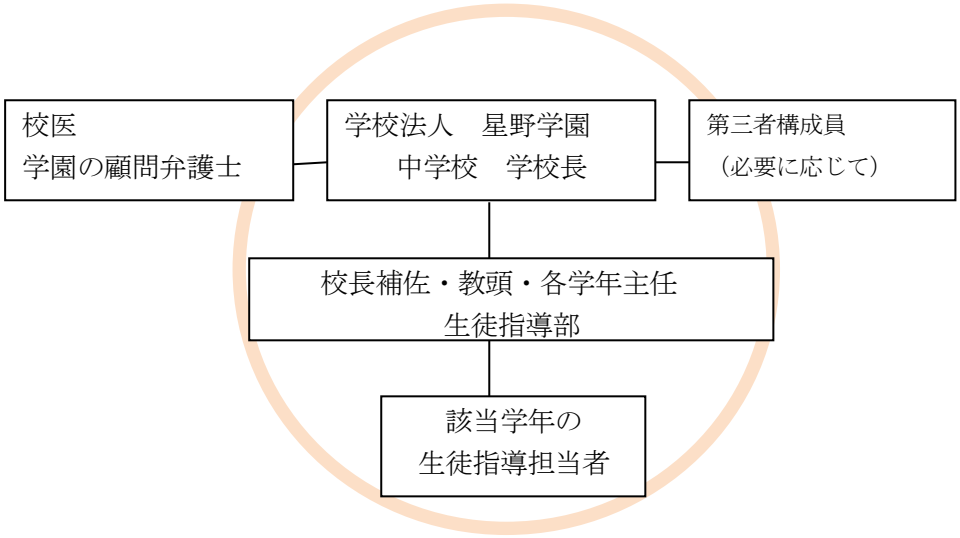
（1）年間計画や、いじめの防止・早期発見の取り組みを中心となって行い、その進み具合や取り組みの見直しなどを行う。そのために学期ごとに定例の会議を行う。
（2）教職員の共通理解を図り、意識啓発を行う。
（3）児童生徒や保護者・地域に対して情報発信と意識啓発を行い、その意見を聞き取る。
（4）相談を受け入れ、その集約を行う。
（5）いじめが疑われる行為を発見した場合に、その集約を行う。
（6）この委員会は、上記（4）や（5）によって召集され、その事案について事実確認を行い、今後の対応を決め、実行する。また、すべての教職員にも必要な情報を提供する。
（7）「重大事態」が起きた場合には、国が示した流れに従い、学校長の判断に応じて動く。
（8）年間計画の実行状況や各事案についての記録を残し、今後の指導に生かすものとする。

３、構成員および構成図

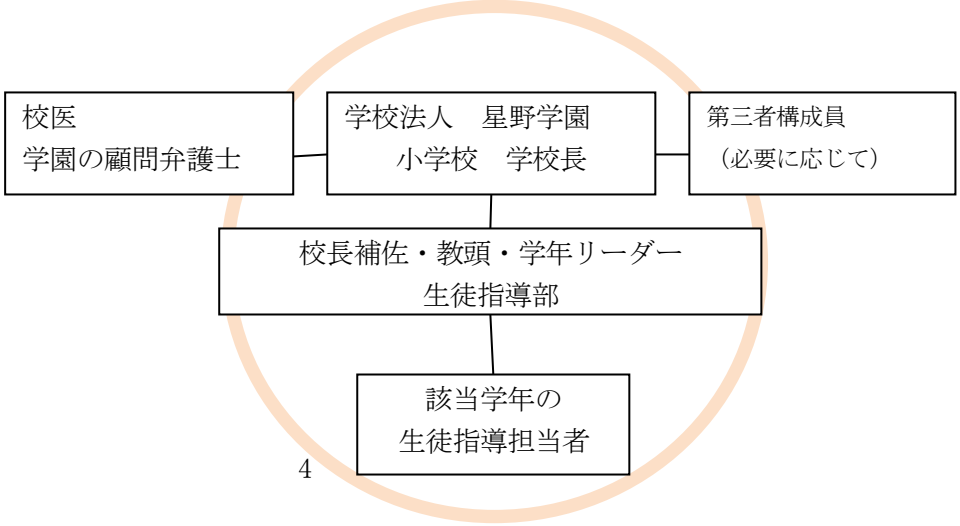
■星野高等学校



■星野学園中学校



■星野学園小学校



第３章　いじめの未然防止のために行うこと

１、基本的な考え方

■すべての児童生徒が安心して安全に学校生活を送り、それぞれの居場所が持てるようにする。

■児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校をめざし、それを維持する。具体的にはチャイム着席、授業中の態度や姿勢、先生や友達の話の聴き方、清掃活動、服装など、基本的な生活習慣が身につくことを大切にする。

■「いじめは、どこの学校でも起き、すべての児童生徒が被害者にも加害者にもなりうる」という危機意識を全教職員が持ち、気になることをすぐに伝え合う雰囲気を全教職員間で作り合う。さらに「いじめ防止対策」の分掌組織を中心に、クラスや学年、クラブを超えた情報収集のネットワークをつくる。

■すべての教職員が児童生徒と温かい信頼関係をつくることを心がける。何もない日常の何気ないコミュニケーションが大切であり、それらを積み重ねることで児童生徒との好ましい人間関係を醸成していく。

２、いじめ防止のための具体的な措置

（１）クラス担任はＳＨＲなどを活用して、命の重さや他者を思いやることの尊さ、誰に対しても気持ちよく挨拶をできることの大切さなどを伝え続ける。いじめはもちろん、それをはやし立てることや見て見ぬふりをすることもいじめと同じ行為であることを、何もないときにこそ考えさせ理解させる。

（２）授業担当者は、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、わかる授業づくりを進める。日々の授業の中では、当たり前に自分の意見を発表したり、他者の意見を聴いたりできるようなコミュニケーションの能力を育てるとともに、それができる集団の環境を作り、整える。

（３）教師は、互いに授業を参観し合い、研修を行うことでその資質の向上を目指す。また、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分に配慮する。またそれに気づいたときには互いに忌憚なく指摘できる雰囲気を作り合う。

（４）保護者は、星野学園の教育方針を理解し、積極的に協力する。また家庭においては、他人を思いやる大切さを教えるとともに、いじめから子どもを守る。子どもがいじめをしたら本気でしかる。

（５）地域や児童生徒に関わるすべての機関は、学校や家庭と協力連携し、それぞれの役割に応じていじめの撲滅に積極的に関わる。

第４章　いじめを見逃さない・見過ごさないために行うこと

１、基本的な考え方

■教職員は、すべての教育活動を通して常に目配りし、児童生徒一人ひとりの、表情、様子、生活の変化、全体の中での個人の様子などに気づくようにする。

■児童生徒に関わるすべての者は児童生徒と好ましい人間関係を醸成し、児童生徒からのさまざまな悩みや情報が寄せられやすい関係をつくる。また積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有し合う。

２、具体的な措置

（１）担任は児童生徒を把握するために普段から定期的な面談を行い、養護教諭・相談員ともコミュニケーションを取り合う。そして些細な情報も見落とさないようにする。生徒が相談に来た場合には、時間をとってそのときに対応する。

（２）教職員は気づいた情報や得られた情報について、それが判断に迷う行為や兆候であっても、教職員間で確実に共有し速やかに対応する。また、保護者からの相談に対しては積極的に受け入れ対応する。

（３）人権教育と合わせたアンケートを、全児童生徒対象に年に１回定期的に実施する。

（4）ネット上のトラブルについては、年間を通してネットパトロールを実施し、早期発見に努める。また児童生徒や保護者向けの講演会を実施して、情報モラル教育を進める。
（5）保護者は児童生徒の気になる様子や情報について、学校やその他関係機関に相談する。

第5章　いじめの発見・通報を受けたときの対応

１、基本的な考え方

■遊びや悪ふざけ、暴力などいじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を速やかに止めさせることを最優先する。
■児童生徒や保護者から「いじめではないか」の相談を受けた場合には真摯に傾聴する。
■いずれの場合にも、いじめられた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
■いじめの情報は特定の教職員で抱え込まず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。

２、発見・通報を受けた後の流れ

（1）いじめの発見、通報を受けた場合は「いじめ防止対策委員会」が軸となり、速やかに関係の児童生徒から事情を聴きとるなどしていじめの事実の有無の確認を行い、学校長に報告する。（※）
（2）事実確認に際しては、因果関係を分析することよりも、いつから、誰から、どのようなことを、など事実を明確につかみ、客観的な事実を明らかにすることを第一の目的とする。
（3）事実確認の結果は、すみやかに被害・加害両児童生徒の保護者に連絡をする。
（4）「いじめ防止対策委員会」を中心に今後の対応を決め、安全配慮事務に基づいて事態に応じた適切な措置をとる。すべての教職員にも必要な情報を提供する。
（5）いじめの内容によっては、警察へ相談し指示を仰ぐ。あるいは通報し援助を求める。

３、いじめられている児童生徒とその保護者への働きかけ

（1）まず、事実確認の聞き取りをする。その辛さや悔しさを共感的態度で理解し、いじめられている側にも問題があるという考えでは決して接しない。
（2）家庭には、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
（3）複数の教職員の協力のもと、該当の児童生徒の不安を取り除くことと身の安全を確保することに最大限の努力をはらう。個人情報の取り扱いやプライバシーの保護にも留意する。
（4）被害を受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携を取り、その児童生徒に寄り添い支える体制をつくり、長期的に見守る。
（5）被害を受けた児童生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
（6）状況に応じて、外部専門家の協力を得る。
（7）継続して十分な注意を払い、被害を受けた児童生徒とコミュニケーションを取り続ける。また、必要な支援を行う。
（8）事実確認のための聞き取りなどにより判明した情報を、被害を受けた家庭に適時適切に提供する。

４、いじめている児童生徒とその保護者への働きかけ

（1）いじめたとされる児童生徒から事実関係を聞き取り、その行為がいじめであることを理解させる。
「いじめ防止対策委員会」が中心となり、いじめを直ちに完全にやめさせ、その再発を防止する。
（2）いじめの内容や関係する児童生徒を十分に把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも配慮する。
（3）事実関係を聞き取った後、いじめたとされる児童生徒の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

（4）場合によっては、出席停止や謹慎（高等学校の場合）を行う。これら懲戒は教育的配慮に十分に留意しつつ、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、その後も健全な人間関係をはぐくむことができるよう成長を促すために行う。
（5）出席停止や（高等学校における）謹慎期間中の学習の補充や指導後のクラスの中での居場所つくりに配慮し、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにする。
（6）いじめは複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、事後も、家庭と連携しながら指導を継続し、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

5、いじめが起きた集団、周囲の集団への働きかけ

（1）周りではやしたてる児童生徒へは、その行為がいじめと同じであり、いじめの加害者と同様の立場であることを理解させる。見て見ぬふりをする児童生徒へは、傍観もいじめへの加担と同じであることに気づかせる。そして、たとえ止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
（2）必要があれば、朝会や学年集会、ＨＲ等を利用して児童生徒たちに適切な説明を行う。その際には自分の問題として捉えさせる。「自分はいじめはしない」と思うに留まるのではなく、「相手の気持ちになって考える」ことの実感を持たせ、学校は、集団の一員としての自分の在り方を学ぶためにあることを理解させる。そのためにも、事が起きてからでなく何もない日常時に、いじめについて客観的に考える時間を持つことが大事である。

6、その他の保護者への対応

（1）小中高ともに、該当の保護者会の会長に事実を速やかに報告する。その上で各役員会や理事会等においても報告をする。
（2）定期の各保護者会その他、保護者面談、クラス懇談会などにおいて当該事案について適切な報告をする。緊急の事態においては、適宜対応する。

7、ネット上のいじめに対して

（1）状況を確認し、不適切な書き込み等については直ちに削除依頼をする。本校が委託している「スクールガウディアン」とも十分に連携をとり、適切な対応をする。
（2）削除依頼等、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、援助を求める。
（3）書き込み等を行ったことが明らかな児童生徒に対しては、速やかに保護者と連絡をとり、適切な指導を行う。
（4）保護者は、星野学園中学校、星野高校の学校方針を理解の上、ネット上のいじめを認知した場合には、速やかに学校に連絡する。また必要に応じて所轄の警察署に通報し、援助を求める。

附則　この方針は　平成 26 年 3 月 27 日に公布する
　　この方針は　平成 26 年 4 月 1 日から施行する
　　この方針は　平成 31 年 4 月 1 日から施行する
　　この方針は　令和　2 年 4 月 1 日から施行する
　　この方針は　令和　6 年 4 月 1 日から施行する